

川崎市介護サービス相談員派遣事業の概要

事業の目的

介護サービス相談員を介護保険施設等に派遣し、入所者やその家族などから日常生活での疑問や不満、不安などを聴き、施設職員に伝えるなど双方の意見の調整役を担うことで、これらの解消を図るとともに、日常生活全般のサービスの質的な向上を図ります。

○事業の実施について**1 介護サービス相談員の選定と委嘱**

介護サービス相談員は、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する市民の中から選定し、事務局が指定する一定水準以上の研修を受けた方に委嘱します。公募に応じた方の中から選定することとしており、約20名が活動しています。

2 研修の実施

新任の介護サービス相談員については、「介護サービス相談・地域づくり連絡会」が実施する研修（40時間）や実地研修を受講した上で、介護サービス相談員として委嘱しています。

また、現任の介護サービス相談員のうち希望者は、神奈川県が主催する介護サービス相談員現任研修を受講しています。そのほか、資質向上を目的として、これら定期の研修以外では、「介護サービス相談・地域づくり連絡会」が主催する「全国介護相談活動事例報告会」にも参加しております。

3 施設への訪問について**（1）受入れ施設の決定**

受入れ施設については、事前の希望調査をもとに事務局が決定します。手続きとしては、受入れを希望する施設から「川崎市介護サービス相談員派遣申出書」の提出を受け、事務局が送付する「川崎市介護サービス相談員派遣決定通知書」をもって、受入れ施設の決定とします。

（2）介護サービス相談員の活動内容

介護サービス相談員が施設に訪問するにあたっては、2名1組を単位として活動します。活動回数は、派遣先として決定した施設に対して月1回程度、1回あたりの活動時間は2時間程度で、原則として同一施設に継続して6か月又は1年程度訪問します。訪問日程は、介護サービス相談員と施設との間で、その都度の調整とさせていただきます。

訪問中の介護サービス相談員の活動内容は、主に次のようなものが挙げられ、サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には、施設長等にその旨をお伝えします。（ただし、御本人から伝えないでほしい旨の要望があった場合等、お伝えすることを控えさせていただく場合もあります。あらかじめ御承知おきください。）

①利用者の話を聴き、相談にのる。

③サービスの現状把握に努める。

②施設等の行事に参加する。

④施設長や職員と意見交換する。

(3) 活動内容の報告

介護サービス相談員は、施設内での活動について、1月ごと、施設ごとに「川崎市介護サービス相談員相談記録票兼報告書」に随時記録し、事務局宛て報告します。

(4) 介護サービス相談員連絡会の開催

介護サービス相談員の資質の向上を目的として、介護サービス相談員連絡会を2月に1回、月の中旬頃に開催しています。連絡会では、先に提出された「川崎市介護サービス相談員相談記録票兼報告書」を基に、施設の様子や相談事例の報告を行い、必要に応じて意見交換や検討を行っています。

4 その他

(1) 介護サービス相談員の身分

任期は1年ですが、再任は可能です。なお、介護サービス相談員は、相談業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様となっています。

(2) 事故発生時の補償

介護サービス相談員の活動中の事故については、ボランティア保険の対象となります。

(3) 事務局

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

(TEL) 044-200-2910 (FAX) 044-200-3926

(E-mail) 40kosui@city.kawasaki.jp

(郵送先) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(4) ホームページ

介護サービス相談員派遣事業のホームページを公開しています。併せて御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016831.html>

(川崎市介護サービス相談員派遣事業イメージ)

